

健障推第 300 号

令和 6 年 4 月 19 日

各区自立支援協議会事務局
市内指定特定相談支援事業所 御中

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

令和 6 年度神奈川県主任相談支援専門員養成研修の 受講申込について（周知）

日頃より横浜市の福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

「神奈川県主任相談支援専門員養成研修」の募集について、御連絡いたします。

主催者である神奈川県から、受講申込にあたり市町村が推薦するよう連絡を受けています。つきましては、本市では本研修受講の機会の中立・公平性を担保することを目的に、主任相談支援専門員の役割を以下のとおり定義し、選考基準に基づき本市で選考を行った上で、主催者である神奈川県あてに推薦を行い、選考結果を通知します。

受講を希望される方は、研修の詳細及び受講対象者、主任相談支援専門員の役割について必ず御確認・了承の上でお申し込みください。

主任相談支援専門員としての役割及び人材育成の観点から、研修修了者には翌年度（令和 6 年度）以降の相談支援従事者研修の企画運営、講師、演習インストラクター等として携わることが誓約していただきます。また、各区自立支援協議会の事務局に対し、修了者名簿を共有させていただくことも併せて御承知おきください。

<実施要領> ※神奈川県主催

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=14810>

<実施主体>

神奈川県（特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークに委託して実施します。）

<日程>

講義：映像配信（令和 6 年 6 月上旬）

演習：令和 6 年 6 月 27 日（木）、6 月 28 日（金）、7 月 25 日（木）、7 月 26 日（金）

<開催方法>

オンライン・対面

<定員>

40人（原則、各市町村1名の予定）

※神奈川県全体の定員であり、横浜市の枠の人数については未定です。

※選考基準に基づき選考した上で、主催者である神奈川県に推薦を行った後、選考結果（受講の可否）を通知します。（5月下旬を予定しています。）

<受講の申込>

横浜市については、以下の URL もしくは 二次元バーコード にて申込を受け付けます。申込フォームに進んでいただき、**令和6年4月25日（木）までに**、申請してください。また、相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修のすべての修了証書の写しが必要となりますので、修了証書の写しを PDF などのデータで添付いただき、御提出ください。

横浜市が、受付フォームの内容を「令和6年度神奈川県主任相談支援専門員養成研修受講申込書」に転記した上で、神奈川県あてに申込み・推薦しますので予め御承知おきください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a04bd06-351b-493a-99eb-da0b48f7ea5c/start>

【二次元バーコード】



<受講対象者>

次の(1)及び(2)の要件を満たし、かつ(3)(4)のいずれかの要件を満たすもの

- (1) 相談支援従事者現任研修（1回目）の修了後、相談支援専門員として相談支援事業所等（指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36か月）以上である者
- (2) 翌年度以降の横浜市における相談支援従事者研修において、以下の3点について協力することができる者
 - ①研修の企画に携わること

- ②講義又は演習の講師として携わること
 - ③相談支援従事者初任者研修のインターバル実習において、研修受講者の受入に協力すること
 - (3) 横浜市の基幹相談支援センター及び委託する相談支援事業所において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者
 - (4) 所属する相談支援事業所における人材育成の中核に位置づく者及び他の従事者が配置されていない等、事業所での取組が困難な場合に、当該事業所の相談支援専門員を後方支援することができると認められる者※
- ※厚労省障害福祉課長通知（令和3年3月31日障障発0331第7）「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」

<主任相談支援専門員の役割>

以下について必ず確認の上、お申し込みください。

【横浜市における主任相談支援専門員の役割】

本市における主任相談支援専門員の役割を、以下に掲げるいずれかの要件を満たす者に定義します。

- ・基幹相談支援センター、生活支援センター、区福祉保健センターの3機関（参考：第4期横浜市障害者プラン P44、P62）として、相談支援体制の強化ならびに地域生活支援拠点の中核的役割を担うことができる者
- ・市域の研修において、企画運営・講師・演習インストラクターを担い、相談支援専門員の人材育成ができる者
- ・各区自立支援協議会の活性化のため、事務局もしくは部会長として参画し、地域づくりを推進できる者
- ・相談支援従事者向け研修におけるインターバル実習の受入に協力できる者
- ・人材育成指標においてステップ3への到達が期待できる者

【主任相談支援専門員配置加算の算定要件】

（別紙）主任相談支援専門員配置加算の取扱いについて（通知）（健障推第157号・令和6年4月9日）参照

【担当】

健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係
大野・佐藤・那須・山上
電話 671-4133 F A X 671-3566
メール：kf-kensyu@city.yokohama.jp

横浜市内 指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所 管理者各位

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

主任相談支援専門員配置加算の取扱いについて（通知）

日頃より、本市障害者福祉行政に多大なご協力をいただき、ありがとうございます。

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「主任相談支援専門員配置加算」について、新たな区分が創設されました。算定要件について、以下とおり整理をしましたので、ご確認ください。

1 算定要件

(1) 主任相談支援専門員配置加算（I）300単位

主任相談支援専門員配置加算（I）を取得する場合は、事前に障害施策推進課相談支援推進係にご相談ください。

- ① 地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である。

【対象事業所の要件】

主任相談支援専門員が、以下のいずれかの役割を担っている場合

- ・市自立支援協議会や市の設置する検討会の委員を担っている。
- ・相談支援従事者初任者研修又は現任研修の企画委員又は講師を担っている。
- ・県域・市域の研修（相談支援研修Ⅰ、虐待防止研修等）の講師を担っている。
- ・基幹の実施する事業所訪問や相談支援従事者向けの研修会の企画運営を実施していることを区自立支援協議会から認められている。

- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的（週に1回程度）に開催している。
- ③ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援の新規に採用した全ての相談支援専門員に対して同行による研修を実施している。
- ④ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。

- ⑤ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。
(①再掲 基幹の実施する事業所訪問や相談支援従事者向けの研修会の企画運営を実施)

(2) 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) 100単位

- ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(週に1回程度)に開催している。
- ② 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対して同行による研修を実施している。(ひとり事業所の場合は、他事業所に対し実施すること)
- ③ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所及び全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。(ひとり事業所の場合は、他事業所に対し実施すること)
- ④ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。(区自立支援協議会相談部会への事務局等としての参画、相談支援従事者初任者研修インターバル実習の受け入れ、区域の研修への協力)
 - ・区域の研修への協力

(3) 留意事項

各年度末に主任相談支援専門員の取組状況について、実績の報告を依頼する予定です。

2 主任相談支援専門員の役割について

横浜市では以下の点を主任相談支援専門員の役割として想定していますので、ご協力のほどお願いいたします。

- ・相談支援従事者初任者研修又は現任研修のインストラクターの実施
- ・主任相談支援専門員連絡会(市主催)への参加

3 参考資料

主任相談支援専門員配置加算に関する届出書

<担当>

横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

TEL 045-671-4133 FAX 045-671-3566

メールアドレス: kf-soudanshien@city.yokohama.jp

主任相談支援専門員配置加算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ) 2 (Ⅱ)
4 修了者名	
5 公表の有無	有 ・ 無
6 公表の方法	

① 基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である。 ※健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係への事前相談した日（ ）	有 ・ 無
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 ※具体的な取組等（ ）	有 ・ 無
③ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。 ※具体的な取組等（ ）	有 ・ 無
④ 当該指定特定（障害児）相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。 ※具体的な取組等（ ）	有 ・ 無
⑤ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。 ※具体的な取組等（ ）	有 ・ 無
⑥ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。 （市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が実施する取組について協力している。） ※具体的な取組等（ ）	有 ・ 無
⑦ 他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対して上記②～④に該当する業務を実施している。 （主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）においては任意。ただし、その場合であっても、自事業所に他の職員が配置されていない等、②～④を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。）	有 ・ 無

注 根拠となる修了証の写し、会議録、各種取組に関する記録等を別途添付すること。

（審査要領）

- ・主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）については、①～⑤、⑦がすべて「有」の場合算定可。
- ・主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）については、②～④、⑥がすべて「有」の場合算定可。ただし、自事業所での実施が困難と判断される場合は、⑦が「有」の場合に限り、②～④は「無」であってもよい。